

道路占用料、法定外公共物占用料、都市公園占用料金額表 令和7年4月1日～

占用物件		占用料	
		単位	金額（円）
法第32条第1 項第1号に掲 げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	620
	第2種電柱		950
	第3種電柱		1,300
	第1種電話柱		550
	第2種電話柱		880
	第3種電話柱		1,200
	その他の柱類		55
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メー トルにつき1年	6
	地下電線その他地下に設ける線類	長さ1メー トルにつき1年	3
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	540
	地下に設ける変圧器	占用面積1平 方メートルに つき1年	330
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電 話所	1個につき1年	1,100
	郵便差出箱		460
	広告塔	表示面積1平 方メートルに つき1年	830
その他のもの	占用面積1平 方メートルに つき1年	1,100	
法第32条第1 項第2号に掲 げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メー トルにつき1年	23
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満 のもの	長さ1メー トルにつき1年	33
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満 のもの	長さ1メー トルにつき1年	50

						66
						99
						130
						230
						330
						660
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの			3
			その他のもの			11
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1本につき1年		880	
	その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年		550	
		地下に設けるもの			330	
		その他のもの			1,100	
法第32条第1項第4号に掲げる施設						1,100
法第32条第1	地下街及び地	階数が1のもの				Aに0.004を乗

項第5号に掲げる施設	下室			じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額
	上空に設ける通路			420
	地下に設ける通路			250
その他のもの			1,100	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼，縁日その他の催し，一時的に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき1日	8
	その他のもの		占有面積1平方メートルにつき1月	83
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	83
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	830
物件	標識		1本につき1年	880
	旗ざお	祭礼，縁日その他の催し，一時的に設けるもの	1本につき1日	8
		その他のもの	1本につき1月	83
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼，縁日その他の催し，一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	8
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	83

	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	830
		その他のもの		420
令第7条第2号に掲げる工作物			占有面積1平	1,100
令第7条第3号に掲げる施設			方メートルにつき1年	Aに0.031を乗じて得た額
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占有面積1平方メートルにつき1年	83
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				110
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.014を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.017を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.025を乗じて得た額
令第7条第9号に掲げる施設	建築物			Aに0.019を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.014を乗じて得た額
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物			Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.014を乗じて得た額
第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの			Aに0.019を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.031を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具				Aに0.025を乗

		じて得た額
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	Aに0.019を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.031を乗じて得た額
令第7条第14号に掲げる施設		Aに0.031を乗じて得た額

備考

- 1 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置するものが設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 2 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置するものが設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 4 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 5 表示面積、占有面積若しくは占有物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さ1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。
- 6 占用料の額が年額で定められている占有物件に係る占有の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割りをもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占

用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。

7 Aは、近傍類似の土地（令第7条第8号に掲げる施設のうち特定連結路付属地に設けるもの及び同条第13号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存在しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地）の時価を表すものとする。

※法定外公共物占用料については、前項までの金額表の占用物件以外で占用する場合は下記の金額表が適用されます。

占用料

種別		単位	金額(年額)	摘要
工作物	橋りょう	面積1平方メートル	53円	取付道路部分を含む。
	やな	面積1平方メートル	139円	
	いけす、いかだ類	面積1平方メートル	70円	
	小屋、露店その他これらに類する仮設工作物	面積1平方メートル	139円	工事用仮設工作物を含む。
	栈橋、せき、水門その他これらに類する工作物	面積1平方メートル	70円	
	建物	面積1平方メートル	70円	
農地		面積1平方メートル	5円	
牧草地		面積1平方メートル	5円	
公園緑地及び運動場		面積1平方メートル	29円	
現形占用地		面積1平方メートル	29円	

土石等採取料

種別	単位	金額
砂	1立方メートル	133円
土砂	1立方メートル	110円
砂利	1立方メートル	158円
栗石	1立方メートル	158円
直径0.6メートル未満の転石	1個	67円
直径0.6メートル以上の転石	1個	110円
その他		町長が定める額